

基 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 7 月 1 日委員会会長は、委員を基山町役場 2 0 1 会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 1 3 名 欠席者 1 名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	出席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	1 0	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	1 1	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	欠席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本 会 の 書 記 島 寄 弘 一 朗

審 議 事 項

- | | | |
|---------------|-------------------------------|-----|
| (1) 議案第 1 6 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請 | 1 件 |
| (2) 議案第 1 7 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請 | 1 件 |
| (3) 議案第 1 8 号 | 農用地利用集積等促進計画について | 2 件 |
| (4) 報告第 1 2 号 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出受理報告 | 3 件 |
| (5) 報告第 1 3 号 | 使用貸借による解約通知受理報告 | 1 件 |
| (6) その他 (1) | 経営改善資金計画書認定申請について | 1 件 |

審議開始 9 時 0 0 分

審議終了 1 0 時 3 0 分

令和 7 年 7 月 農業委員会 議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和 7 年第 7 回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、8 番委員と 9 番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第 16 号農地法第 3 条の規定による許可申請があったので許可をもとめます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 16 号 朗読

この件につきましては譲受人が倉野地区住宅開発に係る代替え用地として農地を譲り受けるものです。

全部効率利用要件である農地法第 3 条第 2 項第 1 号関係については、譲受人の農業に必要な機械の保有状況から、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第 3 条第 2 項第 4 号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその作業に従事しますので、権利を取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第 3 条第 2 項第 6 号関係については、権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、第 6 区若基小学校南側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

10 番委員

譲受人は普段から農業をされており、特に問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 16 号 1 番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第16号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第17号農地法第5条の規定による許可申請があったので許可をもとめます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第17号 朗読

この件につきましては、分家住宅を建設するために農地を転用するものです。

申請理由につきましては、高齢になった祖父、父の農作業の負担を少しでも軽減できるように本家に隣接する農地の一部402.64㎡を転用し分家住宅の建設を計画したものです。

その他の候補地についても検討をされましたが、要件が合わず、この土地を選定されています。

今回の申請地農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の、生産力の低い農地であることから、第2種農地「第2の1の(1)のカの(ア)」に該当し、許可基準は周辺の土地に立地することが困難な場合は許可し得る「第2の1の(1)のカの(イ)」に該当すると考えております。

場所は第1区金丸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

地域計画の除外申請がでていた場所で、孫の住宅を建築すると聞いています。特に問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第17号1番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第17号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第18号農地中間管理事業の促進に関する法律の規定による申出があったので意見を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第18号1番朗読

この件につきましては、貸し手の要望により賃貸借権を設定するものです。賃借料は10a当たり10,000円です。期間は5年です。場所は、第7区鳥栖JCT南東側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

委 員

特に問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第18号1番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第18号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第18号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第18号2番朗読

この件につきましては、貸し手の要望により賃貸借権を設定するものです。賃借料は10a当たり水稻30kgです。期間は5年です。場所は、第1区鎌浦集落付近にある圃場及び、正応寺IC北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

更新でもあり、いつも頑張って取り組まれてあるので問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第18号2番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第18号2番について、全員一致で決定します。

次に、報告第12号農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第12号1番 朗読

この件につきましては、申請人が相続により農地を取得するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第1区鎌浦原集落付近にある圃場及び、園部共乾西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

委 員

相続による農地取得のため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので報告第12号1番を終わります。次に、報告第12号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第12号2番朗読

この件につきましては、申請人が相続により農地を取得するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第4区東明館学園南側及び第6区基山PA西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8番委員

農地パトロールで現地に行くが、草刈りされてあり管理されている。

10番委員

ちゃんと手入れされているので問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので報告第12号2番を終わります。次に、報告第12号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第12号3番朗読

この件につきましては、申請人が相続により農地を取得するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第4区東明館学園南側及び第6区基山PA西側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8・10番委員

特に問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので報告第12号3番を終わります。次に、報告第13号使用貸借による解約通知があったので、受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告13号1番 朗読

この件につきましては、貸し手の要望により解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第7区鳥栖JCT南東側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

委 員

特に問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので報告第13号1番を終わります。次に、その他（1）経営改善資金計画書認定申請について事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（1）

この件につきましては、経営改善資金計画書認定申請について、意見を求めるものです。今回の申請は、肥育素牛12頭を購入するにあたり、農協から農業近代化資金672万円の借受を申請するものです。申請者の現在の経営規模は、長男と共同で常時40頭程度の和牛肥育と7aのアスパラガスの生産をされています。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

委 員

農業委員会としての意見なし。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので、農業委員会からの意見はないということで回答します。それでは、その他（1）は終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和 7 年 7 月 1 日

署名人

議 長

委 員

委 員